

薬 第 1 4 6 9 号
令和 6 年 6 月 5 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

「毒物及び劇物指定令等の一部改正について」等について（通知）

日頃から、本府健康医療行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、下記のとおり通知がありましたので、ご了知のうえ、貴会（組合）員に
周知いただきますようお願いいたします。
なお、本通知については次の本府ホームページにも掲載しております。

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課のホームページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/tuuti/index.html>

記

1. 毒物及び劇物指定令等の一部改正について
(令和6年5月29日付け 医薬発 0529 第1号
厚生労働省医薬局長通知)
2. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令等に伴う劇物のマイクロカプセル製剤の
取扱いについて
(令和6年5月29日付け 医薬薬審発 0529 第2号
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知)
3. 毒物劇物取扱責任者の資格要件について
(令和6年5月30日付け 医薬薬審発 0530 第1号
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知)

【担当】

健康医療部生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ 清原
TEL : 06-6941-0351 (内線 2558)
06-6941-9078 (直通)
FAX : 06-6944-6701